第5次益城町

行政改革大綱

令和4年度 (2022年度) ▼ 令和8年度 (2026年度)

4つの 改革目標 まちづくり活動を支援し、官民連携を推進します! (多様な主体によるまちづくり活動への支援)

財源確保・歳出抑制で、財政の健全化に努めます! (財源基盤の強化・自主財源の確保)

デジタル化の推進等により、住民サービスの向上を図ります! (行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し)

職員の意識改革と、時代に即した組織づくりを図ります! (機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化)

スピード感とチャルナが大切り

まちの将来像

住みたいまち

住み続けたいまち

次世代に継承したいまち





目 次

第1章	行政改革大綱策定の必要性・・・・・	1
第2章	本町を取り巻く環境・・・・・・	2~10
第3章	基本方針 ・・・・・・・・・1	1~13
第4章	アクションプラン(重点取組事項)	
◆ ¢	本系図 ・・・・・・・・・ 1	4
	重点取組事項 ・・・・・・・・ 1	5 ~ 53

第1章 行政改革大綱策定の必要性

本町においては、平成7年度、平成15年度、平成21年度、平成26年度の「行政改革大綱」及び平成18年度の「集中改革プラン」を基に、住民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を図ることを目的として行政改革に取り組んで参りました。

この間、給与の適正化による人件費の抑制、養護者人ホームの民間移譲、使用料等の受益者負担の見直し、ふるさと納税の実施、事務事業の見直し等による財政の健全化に努めるとともに、公共施設への指定管理者制度の導入、窓口業務の民間委託等官民連携の推進に取り組んで参りました。

しかし、平成 28 年熊本地震(以下「熊本地震」という。)により町の状況は一変し、今まで築き上げてきた貴重な財産・資源等が一瞬のうちに失われてしまいました。

熊本地震により甚大な被害を受けた本町にとって、「完全な復旧」と更なる発展に繋がる「創造的復興」は成し遂げなければならない課題で、現在、職員一丸となって取り組んでいます。

しかし、本町の人的資源も限りがあり、新型コロナウイルス感染症への対応等新たな課題に取り組みながら、復旧・復興を進めるには組織の見直しを含む人的資源の適切な活用等により、スピード感を持って事業を展開する必要があります。

更には、今後、復旧・復興には多額の費用が必要であり、国や県からの財政支援を受けても厳しい財政状況が確実視されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町を取り巻く社会経済情勢が今後も厳しくなることが予想されます。

このような状況を踏まえると、本町は、将来にわたって「自立した自治体」として持続的・自立的に発展していくための行財政基盤を構築するため、新たな課題を見据えながら慣例にとらわれない新しい発想で町の業務全般について見直し、自らが大胆かつ抜本的な行政改革に取り組む必要があります。

そのため、今後の行政改革の指針となる「第5次行政改革大綱」(以下「本大綱」という。)を策定し、本大綱を基に職員一人ひとりがスピード感とチャレンジ精神を持って、行政改革に取り組んで参ります。

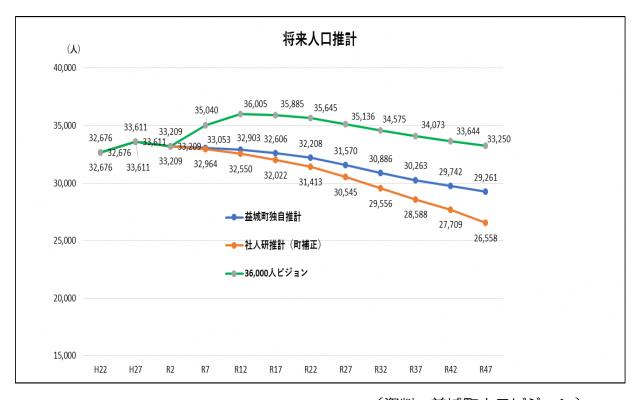
第2章 本町を取り巻く環境

1 本町の人口推計

【1】全体人口の推計

本町の住民基本台帳に基づく人口は、平成28年(2016年)4月1日時点では34,545人でしたが熊本地震により1,556人減少し、32,989人まで落ち込みました。その後僅かながら増加傾向となり、令和3年(2021年)3月31日時点の本町の人口は33,325人となっています。

本町の今後の人口の推移は、益城町独自推計では令和 37 年(2055 年)においては 30,263 人、令和 47 年(2065 年)においては 29,261 人になると推計しています。一方、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(町補正)では令和 37 年(2055 年)において 28,588 人、令和 47 年(2065 年)において 26,558 人になると推計されています。

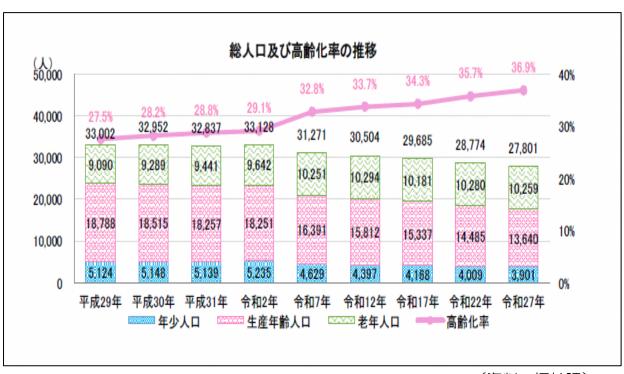


(資料:益城町人口ビジョン)

【2】年齢3区分別の人口割合の推移

生産年齢人口は年々減少する一方、老年人口は年々増加し、高齢化率が上昇することが予想されます。

更には、団塊の世代が後期高齢者(75歳)の年齢に達し医療や介護等の社会保障費の急増が懸念される「2025年(令和7年)問題」や団塊ジュニア世代が高齢者となり65歳以上が約4,000万人に達する「2040年(令和22年)問題」は、今後、本町においても大きな課題となります。



(資料:福祉課)

2 財政状況

本町の財政状況は、中期財政見通しによると、熊本地震の影響を大きく受け、 今後かなり厳しい状況になることが見込まれています。特に、令和 2 年度から 復旧・復興事業に対する起債の償還が本格化し、令和 3 年度には財政状況に応 じて充てられる基金である財政調整用基金の取崩しをしないと形式収支(単純な 歳入と歳出の差)が赤字となることが見込まれます。

このような状況の中で、今後は長期的な視野に立った財政運営に努めていく必要があります。

【1】中期財政見通し

令和3年度 益城町中期財政見通し(令和3年9月)

令和2年度決算を踏まえた試算 (資料:企画財政課)

【歳入】 (単位:百万円)

区分	R元 決算額	R2 決算額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額	R9 見込額
町税、地方交付税等(臨財債含む)	8,846	9,477	9,628	10,126	10,171	10,317	10,636	10,936	11,198
町債(臨財債除く)	11,405	6,288	5,132	4,257	2,620	1,308	915	441	87
国庫支出金等、その他	28,242	18,424	8,510	5,471	5,366	5,011	5,110	4,639	4,187
歳入合計 A	48,493	34,189	23,270	19,854	18,157	16,636	16,661	16,016	15,472

【歳出】

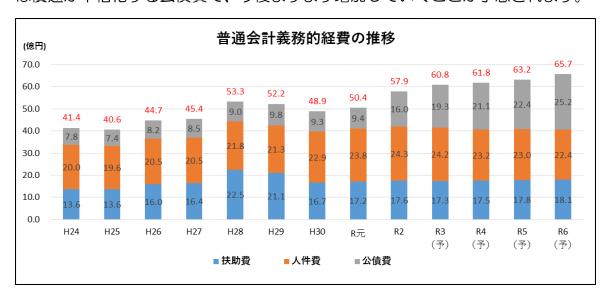
	区分	R元 決算額	R2 決算額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額	R9 見込額
	人件費	2,379	2,427	2,417	2,315	2,295	2,238	2,198	2,125	2,125
義 務 的	扶助費	1,724	1,763	1,726	1,753	1,780	1,808	1,836	1,866	1,896
経 費	公債費	941	1,602	1,930	2,118	2,238	2,515	3,186	3,546	3,861
	うち復旧分	(58)	(668)	(931)	(970)	(991)	(1,163)	(1,447)	(1,799)	(1,964)
投資的経	費	34,482	14,655	9,767	6,897	4,696	2,980	2,737	1,697	770
うち復日	旧分	(32,582)	(11,570)	(4,626)	(3,570)	(1,641)	(70)	(40)	(8)	(O)
その他の	経費	7,265	12,278	7,610	7,493	7,495	7,371	7,233	7,135	7,156
歳出合計	В	46,791	32,725	23,450	20,576	18,504	16,912	17,190	16,369	15,808
町債未償	還残高	38,847	44,075	47,934	50,816	51,948	51,498	49,983	47,629	44,683
財源不足	額 (A-B)C	1,702	1,464	▲ 180	▲ 722	▲ 347	▲ 276	▲ 529	▲ 353	▲ 336

【財源不足への対策】

財政調整用3基金充当 E	0	0	180	722	347	276	529	353	336
上記対策後財源不足額 C+D+E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整用3基金残高	2,761	2,762	2,583	1,861	1,515	1,239	711	358	22
復興基金残高	1,223	1,074	721	471	471	471	471	471	471

【2】歳出(義務的経費)の状況

本町の歳出(義務的経費:扶助費・人件費・公債費)の推移は、熊本地震の影響により年々増加していく傾向にあります。扶助費については、平成27年度と同29年度を比較すると災害救助費の影響で4.7億円増加しましたが、同30年度以降地震前の水準に戻り高齢化の進展に合わせ若干増加しております。また人件費については、任期付職員の増員等のため増加傾向にありますが、今後は復興事業等が進むにつれ減少することが予想されます。しかし、これから問題となるのは償還が本格化する公債費で、今後ますます増加していくことが予想されます。



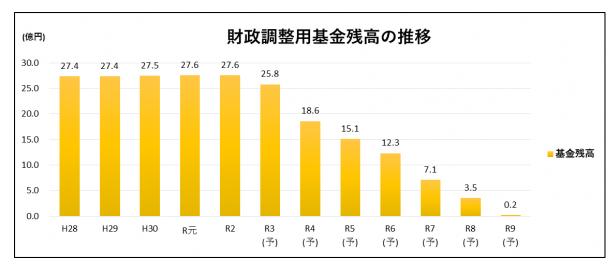
【3】町債残高の状況

普通会計における町債残高は、熊本地震からの復旧・復興事業のため、令和5年度にピークとなりその後減少しますが、平成28年度の状況に戻るまではかなり厳しい状態が続くことが予想されます。



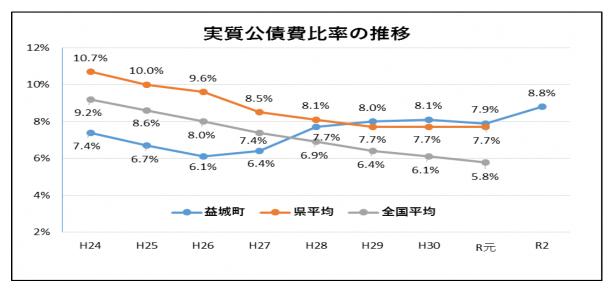
【4】財政調整用基金残高の状況

普通会計における財政調整用基金残高は、今後公債費の増大につれて取り崩されて減少していく傾向にあります。令和 9 年度予想では、2 千 200 万円程度になることが予想されます。

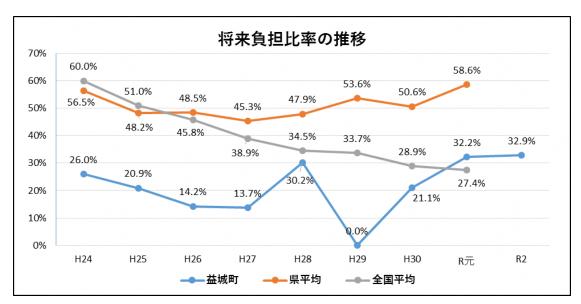


【5】健全化判断比率の状況

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は増加傾向にあり、令和元年度では ともに全国平均を上回っています。これは、熊本地震からの復旧・復興事業の財 源として借り入れた町債の償還が本格化したことが大きな要因であり、今後も 増大することが見込まれるため、持続可能な財政運営を目指す必要があります。



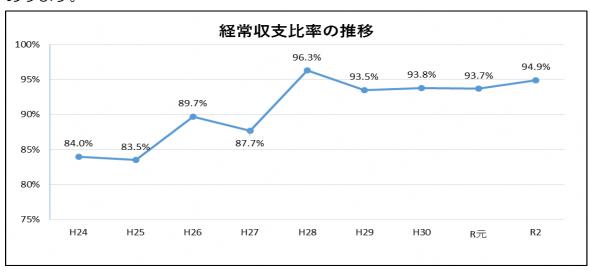
※実質公債費比率・・・標準的な収入(標準財政規模)に対し、実質的な借金返済額がどの程度であるかを示す指標で、この比率が大きいほど、編成の資金繰りが厳しいということになり、18%を超えると、起債に当たっては許可が必要となる。また、この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の1つで、早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%となっている。



●平成 29 年には、復興基金の繰り入れがあったため、将来負担比率が 0%となっている。 ※将来負担比率・・標準的な収入(標準財政規模)に対し将来負担すべき実質的な負債がどの程度であるかを示す指標で、この比率が大きいほど将来の財政を圧迫する可能性が高いということになる。この指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の 1 つで、早期健全化基準が350%となっている。(財政再生基準はなし)

【6】経常収支比率の推移

「経常収支比率」は、熊本地震による歳出の増加により、平成 28 年度に 96.3%まで上昇し、その後は横ばいの状況にありますが、今後は熊本地震による起債償還、新型コロナウイルス感染症の影響等で更に上昇していく可能性が あります。



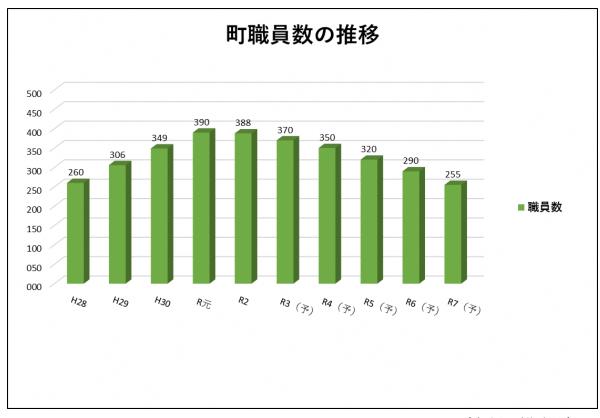
※経常収支比率・・町税や地方交付税等毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)等が人件 費、扶助費、公債費等毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)にどの程度充当されているか示すも ので、財政構造の弾力性を判断する指標。この比率が低いほど財政構造に弾力性があるということになる。

3 職員定数管理の状況

【1】本町の職員数の状況

本町の職員数は、定員適正化の推進により、平成 28 年(2016 年)には 260 名でしたが、熊本地震後の復旧・復興事業の業務量の増加にともない、任期付職員の採用等を行っており、令和 2 年(2020 年)の時点で 388 名の職員が在籍しています。

今後の本町の職員数については、熊本地震の復旧・復興事業の進捗状況を見据えながら、熊本地震10年後の令和7年(2025年)には、平成28年(2016年)当時の職員数を下回ることを目標とします。



(資料:総務課)

4 熊本地震からの 平成 28 年熊本地震から令和 3 年で 5 年 が経過しました。その間、町では、さま </l></l></l></l></l>< の歩み ざまな復旧・復興事業を行ってきました。 (平成 28 年 4 月) 熊本地震発生 • 応急仮設住宅入居開始 (平成 28 年 6 月) ・初のまちづくり協議会設立(平成29年1月) ・県道熊本高森線4車線化が都市計画決定(平成29年2月) その概要は次のとおりです。 ・被災市街地復興推進地域が都市計画決定(平成29年3月) • 小中学校 通常給食開始 (平成 29 年 4 月) ・初の自主防災クラブ設立(平成29年11月) **後**田 。復興計画策定(平成28年12月) 被災した 旧苗城町役場庁舎 •役場仮設庁舎業務開始(平成29年5月) 平成 29 年 避難所となった 総合体育館 布田川断層帯が国天然記念物指定 平成30年 ・新給食センター完成 (平成31年3月) 国天然記念物 布田川斯層等 となった (平成30年2月) 復興土地区画整理事業 自主防災組織による避難訓練 • 益城中央被災市街地 (平成30年3月) が都市計画決定 ふさがれた 県道熊本高森線 平成31年 令和元年 がれきで ・災害公営住宅が全て完成 • 創造的復興に向けた「にぎわいづくり」 (令和2年3月) 令和2年 総合体育館供用開始 (令和2年7月) 始動 (令和元年~) • 益城中学校新校舎落成(令和3年4月) 盐城町総合体育館 みんなの家の利活用 (田中地区公民館) 町民が主体となった 動きも徐々に • 文化会館供用開始(令和3年7月) 令和3年 ・復興まちづくり支援施設供用開始(令和4年) ・惣領にぎわい拠点施設開業(令和4年) 県道熊本高森線4車線化完了(令和7年) • 役場新庁舎供用開始(令和5年) • 益城中央被災市街地復興 土地区画整理事業完了 (令和10年)

5 住民満足度・関心度アンケート調査結果(抜粋)

(1) アンケートの目的

第6次総合計画の各種施策について、住民の満足度・関心度や意見を把握し、今後の町政に反映させることを目的とする。

(2) 実施方法

令和2年(2020年)4月1日現在で本町に住民登録されている18歳以上の者から無作為に3,000人を抽出

- (3) アンケートの実施期間 令和2年(2020年)8月1日~8月19日
- (4)回収率 26.3%

第6次総合計画のまちづくりの大綱の中で、行政改革に関連する項目である「第8章効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり(行財政基盤の確保)」に関する住民満足度・関心度調査結果は、下記の表のとおりです。

本町の行政運営に対する住民の関心度については、すべての項目で中間値 1.5 ポイントを上回っています。一方、満足度については、「分かりやすく利用しやすい役場窓口になっている」「震災対応に関する検証を踏まえ、役場の体制が強化・改善されている」「役場職員が迅速かつ丁寧で、責任ある対応をできている」以外の項目は中間値 1.5 ポイントを下回っており、更なる改善が必要です。



※中間値 1.5 ポイント・・・満足度及び関心度の最高ポイントを 3 ポイントとした場合の 1/2 の数値

第3章 基本方針

本大綱は、「第6次益城町総合計画(以下「総合計画」という。)」を着実に推進し、必要な経営資源(①ヒト ②モノ ③カネ ④情報)の最適化を図る計画であり、行政自らの将来の姿を示す指針となるもので、総合計画とも連動した本町のまちづくりにおいても重要な計画となります。

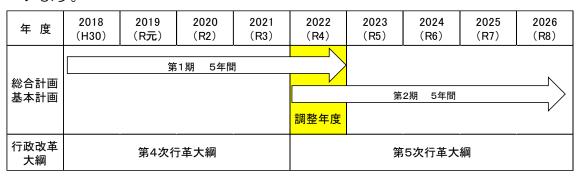
そのようなことから、本大綱は、本町の主要な課題である「震災からの復旧

- ・復興」「人口減少と財政の健全化」「新型コロナウイルス感染症対策」「スマ
- ート自治体への転換」を踏まえながら、次のとおり基本方針を定めます。

【1】計画期間

本大綱の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、毎年 度進行管理を行います。

また、総合計画の計画期間を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行います。



【2】推進体制

行政改革を着実に推進するため、町長を本部長とする益城町行政改革推進 本部が中心となり全庁的な体制で取り組みます。

【3】進行管理

本大綱の推進管理は、益城町行政改革推進本部において、毎年度取組状況 を把握・検討し、適宜見直しを行います。

また、推進状況について、町広報紙や町ホームページを通じて、広く住民の皆様に公表します。

【4】行政改革の目標

熊本地震からの「創造的復興」を更に推し進めるため、次の4つの改革目標のもと、総合的に行政改革を推進して参ります。

4つの改革目標

目標1 多様な主体によるまちづくり活動への支援

~ より開かれた役場へ ~

地域の課題にきめ細かく対応するためには、まちづくり関係団体等の住民組織、民間企業、大学等といった多様な主体によるまちづくり活動が欠かせません。多様な主体がまちづくり活動に積極的に取り組むことができるよう、町はその活動を支援します。

また、町もまちづくり活動を担う一員であることから、第4次行政改革大綱においても推進してきました"住民との協働"を今後更に充実させ、多種多様な主体と幅広い相互連携を図り、共に取り組むパートナーとして新たな取組にチャレンジしていくなど、官民共創*を推進していきます。

官民共創*・・・既存の手法にとらわれず、民間と行政の対話を通じ、イノベーション (新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと)を生み出 し、新しい価値を共に創る(共創)こと。

目標2 財源基盤の強化・自主財源の確保

~ より自立した役場へ ~

熊本地震以降、復旧・復興事業により町の財政は一段と厳しいものになっています。

そのため、今後とも使用料等の適正化や税等の収納率の向上に努めるとともに、町の魅力の向上を推進し、企業誘致や定住促進、個人・企業からのふるさと納税の活用等により、これまで以上に自主財源を確保するとともに、歳出の抑制に努め、国・県の補助金に頼りすぎない「自立した町」を目指し持続可能な行財政運営に努めます。

目標3 行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し

~ より質の高い役場へ ~

今後、住民ニーズは更に多様化していくことが予想されます。必要な行政サービスを将来にわたって継続して提供できるような体制をつくり、限られた財

源や人員の中、行政サービスを向上させるため、行政のデジタル化を推進し、 <u>A I **1</u> や R P A **2 等の <u>I C T **3</u> 技術の活用を推進し、「<u>スマート自治体**4</u>」へ の転換を図ります。

併せて必要な支援等を実施することで、すべての方へ今まで以上に便利で質の高い行政サービスを提供します。

また、行政サービスの内容やあり方をこれまでも見直してきましたが、今後も引き続き事務事業の「スクラップ&ビルド*5」を行うとともに、行政以外でも対応できる事業については、積極的に民間委託の推進を図ります。

- A I **1 ・・ Artificial Intelligence の略称。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラム。一般的に「人工知能」と訳される。
- **RPA^{*2}・・・**Robotic Process Automation の略称。人工知能を備えたソフトウェア のロボット技術により定型的な事務作業を自動化・効率化し、業務を補完 ・代行する仕組み。
- ICT^{※3} ・・・情報通信技術のこと。一般的に | Tよりもコミュニケーション「通信」を 強調する場合に用いられる。
- <u>スマート自治体*4</u>・・・AI・RPA等を活用し職員の事務処理を自動化し、標準化され た共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体
- <u>スクラップ&ビルド**5</u>・・・行政機構・事務事業等で、非能率的な組織・事務事業を廃棄 して、新しい能率的なものに立て直すこと。

目標4 機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化

~ より機能的な役場へ ~

新型コロナウイルス感染症の影響により、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、社会情勢や住民の多様なニーズ、突発的な行政需要等に機能的かつ柔軟に対応するため、職員の人材育成や能力開発等により職員の意識改革を図るとともに、時代に即した組織づくりに努めます。

業務に応じた適正な職員を確保することとともに、突発的な行政需要に対し全庁的な体制で柔軟な配置転換等の対応を行えるようにします。

更に、これまで役場に蓄積されたノウハウを継承し「組織力や防災力」を高めるとともに、職員個人の意識やスキルを向上させ「役場組織の高質化」を図ります。

第4章 アクションプラン(重点取組事項)

有 粉

	-	
改 革 目 標	推進項目	重 点 取 組 事 項
	1 協働のシステムづくり	
多様な主体によるまちづくり活		② オープンデータの活用促進
1動への支援		
~より開かれた役場へ~	2 地域協働の推進	① 職員の地域活動等への参加促進
		② 公園管理のあり方の検討
	1 歳出の抑制・合理化	① 老朽化し維持管理費が増大している町有施設のあり方の検討
		② 町立幼稚園・保育所のあり方の検討
財源基盤の強化・自主財源の	2 自主財源の確保	① 新規企業の誘致
2 確保		
	3 受益者負担の適正化	① 使用料等の減免基準の策定
		② 公の施設使用料の定期的な見直し
	1 住民サービスの向上	
		② マイナンバーカードの取得促進と利活用方法(電子申請活用等)の推進
		③ 多様な支払方法の導入
	2 行政のデジタル化の推進	①「益城版行政サービスDX推進計画」の策定及び実施
		② RPA・AI等のICTを活用した業務効率化
		③ 文書の電子化の推進と電子決裁システムの構築
		④ タブレット端末等のICT機器を活用したオンライン会議システムの構築
る 事務事業の児園し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 事務事業の見直し	① 管理不十分な空き家対策及び空き家の活用
~より質の高い役場へ~		
		③ 行政評価システムの再構築
	4 民間委託の推進	① 指定管理者へのモニタリングの徹底
		② 町有施設への指定管理者制度導入等の推進
		④ 個別業務等の民間委託の推進
	1 組織・機構の見直し	① 効率的で機能的な組織・機構の見直し
		② 保健福祉センターへの役場支所の設置
		③ 危機管理体制のさらなる強化
		④ 新たな定員適正化計画の策定及び推進
機能的かつ柔軟な組織づくり・		⑤ 組織マネジメントの構築
4 人的資源の最適化	2 人材育成の推進	① 職員研修の充実
~より機能的な役場へ~		② 職員の資格等取得支援制度の構築及び待遇改善
		③ 派遣・人事交流による人材育成
		④ 人事評価制度の適正な運用
	3 職員の働き方改革	
		② 多様な働き方の継続的な推進

● 重点取組事項

1 多様な主体によるまちづくり活動への支援 ~より開かれた役場へ~

1 協働のシステムづくり

取 組 事 項	① 住民主	体のまちづく	りの推進		重点取組		
実 施 内 容	掘、まちづくりや くり活動団体の	支援センターの や地域活動に積 組織化や支援の における自治のま 対する。	極的に取り組む の仕組みの構築	♪地域リーダー(eを図る。	の育成、まちづ		
実施における具体案	り、住民等のま ・まちづくり活動 ・まちづくりに関 ・人材育成、人・ ・まちづくり活動 ・まちづくり活動	支援センターが中 ちづくり活動を支持に関する広報の発 する講演等の啓多 材バンクの再整備 団体の組織化の 支援の仕組みの 条例(自治基本条	援する。 á化 終活動など具体策 ஞ討 舞築		することによ		
期待する効果・目標	 ●既存の団体など、まちづくりに資すると思われる方々が、住民と行政の協働によって、まちづくりの重要性を再認識することによりまちづくりリーダーの育成に繋がる。 ●住民等が主体的に動くことで、他の住民等への影響が期待できる。 ●まちづくりについて積極的な住民等の参加により、わかりやすく開かれた行政運営を目指すことができる。 						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
①まちづくり活動支援センターを 中心に住民主体のまちづくりの 検討及び推進	具体策の検討	具体策の実施					
②まちづくり基本条例(自治基本 条例)の検討	他自治体情報収集等	プロジェクトチーム	及び住民ワークショツ	プ等による内容の検討	,		
担当課・係	①②企画財政調①生涯学習課生		関係課	全	課		

1 協働のシステムづくり							
取組事項	② オープ:	ンデータの活	用促進		重点取組		
実 施 内 容		向上と地域経済 〈オープンデータ			報を除く町の		
実施における具体案	 ●先進自治体事例の調査・研究を行う。 ●調査結果を基に、オープンデータ取組方針や推進計画を策定する。 ●現行のデータで公開できるものがあれば、すぐにでも公開する。 ●データ公開後は、データの更新を随時行う。 ●個人情報保護を徹底する。(流出対策) 						
期待する効果・目標	●町保有の情報をオープンにすることにより、開かれた町政の推進に繋がる。 ●専門家等が町のデータを活用し分析することにより、町に対して様々な提言が 可能となる。						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
先進自治体事例の調査・研究	調査研究						
	公開できるデータ	は、実施					
オープンデータの公開	取組方針・推進計画	画の策定	実 施				
担当課・係		け政課 報係 情報政策係	関係課	全	課		

オープンデータ*とは、地方公共団体等が保有するデータのうち、国民の誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、オープン (公開) されたデータのこと。

1 協働のシステムづくり

取組事項	③ 男女共	同参画の推	進		重点取組		
実 施 内 容	益城町男女共	同参画計画のP	引滑かつ着実な	推進を図る。			
実施における具体案	予定)」の役割 ●益城町男女共 ・町職員を対象 修会を定期的 ●町の各種委員	を推進するうえで、 分担を、関係部署 同参画計画の周約 とした男女共同参 に開催する。 会、審議会への女 用を促進する。	と協議し明確化す 可徹底を図る。 ・画基本計画の趣	る。	のための研		
期待する効果・目標	 ●関係機関や全職員が益城町男女共同参画計画を把握することにより、それぞれの能力を十分に発揮し、有機的に連携した取り組みが図られる。 ●男女がいきいきと暮らせるまちづくりが実現できる。 ●年齢や性別を問わず、能力のある職員を登用する環境づくりに繋がる。 ●女性の地位向上を促すことにより、女性の視点に立った新しい発想を生み出し、組織・運営の活性化に繋がる。 						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
男女共同参画を推進するうえでの拠点施設となる「複合施設」の役割分担の明確化	複合施設(仮	称)の役割分担の	検討	複合施設(仮称)付	供用開始		
益城町男女共同参画計画の推進・見 直し	計画の推進・	周知徹底・計画の	見直し				
各種委員会、審議会等委員への女 性登用の促進	実 施						
担 当 課 ・ 係	総務課 男女	女共同参画係	関係課	生涯学習課(生総務課(人事係			

1 多様な主体によるまちづくり活動への支援 ~より開かれた役場へ~

2 地域協働の推進

取 組 事 項	① 職員の	地域活動等	への参加促	進	重点取組		
実 施 内 容		動等への積極的 入を検討し、地					
実施における具体案	む。 ●職員が地域活 課題解決に担 ることを検討す ●地域担当制の 積極的に参加 ●地域担当職員	3-①「職務外の地動等への参加や付けた自主的な取り当職員として地域 る。(地域担当職制度化にあたってしている職員につる職員につりる職員につります。)	主民との対話、交組みを促進する。 (行政区若しくは自 員配置に関する。 は、優遇策(地域いては免除等の値) では、役場内部の	流を積極的に行い 自治公民館単位) 川度化) はの各種の役員等 憂遇策)を検討する	、地域の に配置す の活動に る。		
期待する効果・目標	●地域課題の解決に向けた情報の提供や支援を図ることができる。●精緻な地域情報の集約が可能となり、地域実情に応じた迅速かつ、きめ細やかな住民サービスを提供することが可能となる。●地域活動を通じて職員の地域貢献意識の高揚に寄与する。						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
①職員の地域活動等への参加促 進	実施						
②職員の地域活動等への参加促 進を図る担当部署設置の検討	担当部署設置 の検討 検討結果を踏まえ 実施						
③地域担当職員制の制度化の検 討	他自治体情報収集討	・制度化の検	検討結果を踏	まえ 実施			
担当課・係	①②③総務課		関係課	全	課		

2 地域協働の推進

取 組 事 項	② 公園管	② 公園管理のあり方の検討					
実 施 内 容		る地域に愛され [。] 也の公園化が進 対する。					
実施における具体案	管理を推進する ●避難地の公園	る公園づくりや地域 る。 化が進む中、住民 まえ、その必要性	いた借り上げてし	いる公園について			
期待する効果・目標	●地域住民で管理を行うことにより、地域住民の公園に対する意識が高まり、公園施設等修繕箇所の早期発見による事故の防止、景観の向上、意識の向上によるごみのポイ捨て等の減少等に寄与することが期待できる。						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
地域住民による公園づくりや地域住民(まちづくり協議会等)による公園の維持管理の実施	実施						
借り上げ公園のあり方検討	あり方検討・判断 検討結果を踏まえ 実施						
担当課・係	都市計画課	都市計画係	関係課	復興整備記	果(工務係)		

2 財源基盤の強化・自主財源の確保 ~より自立した役場へ~

1 歳出の抑制・合理化

1 殿山の神町 日生に									
取組事項		し維持管理! 設のあり方		ている	重点取組				
実 施 内 容	討を行う。 併せて、町有加	老朽化し維持管理費が増大している町営住宅や町民憩の家のあり方の検 討を行う。 併せて、町有施設について、全体計画としての長寿命化計画・修繕計画(管 理計画)を策定する。							
実施における具体案	に入れた検討 ●町民憩の家は 朽化が進んで ●施設ごとに劣イ の長寿命化及 ●個々の町有施 盛り込む。特に	維持管理費が増定を行う。、指定管理者によいるため、施設の と調査等を行い、化 び財政負担の平認 設ごとに長期のない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	り管理運営をなさ 存在意義も含め会 固別計画書を取り 集化を図る。 ・維持管理経費が 道課においては、	れているが、建物 分後のあり方を検う まとめ全体計画と 最小化されるよう 企業会計の観点	か設備の老計する。 にしての施設 年度計画を から財政状				
期待する効果・目標	●町営住宅を用: が圧縮できる。 ●町有施設にか	数が減少し、修繕できる。	費、管理費						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
①老朽化した町営住宅の用途廃 止等を含めたあり方の検討	用途廃止等の根	_{食討}	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	まえ 実施					
②町民憩の家の今後のあり方の 検討	あり方検討		検討結果を踏	まえ 実施					
③ストックマネジメント(施設の長寿命化計画)の策定	計画策定		計画の推進						
担 当 課 ・係	①都市計画課 ②福祉課 地均 ③総務課 管則 ③施設担当課	述福祉係	関係課						

1 歳出の抑制・合理化							
取組事項	② 町立幼	稚園・保育所	fのあり方 <i>の</i>)検討	重点取組		
実 施 内 容	町立幼稚園及 検討を行う。	び保育所につい	て、統廃合及び	『民営化等を含	めたあり方の		
実施における具体案	検討委員会にする。 ●町立幼稚園をを徹底し理解? ●保育需要が高いでするとともに、令がおいて町立保	でいては、令和34 おいて、町立幼稚 統廃合する場合は を得るよう努める。 い町立保育所についてデータの収集 和3年度に立ち上に 育所の民営化等を 士不足の対策につ	園の統廃合を含めて、在園の保護者でいては、他自治化・分析を実施し、代がた町立幼稚園・代きのたあり方にで	か今後の運営管理等への周知(説明 等への周知(説明 体の状況や保育所 よ育需要に応じた 保育所のあり方材 ひいて協議・検討	理方法を協議 会の開催等) 所等ニーズの 定員管理を行 診討委員会に する。		
期待する効果・目標	●経費面からは職員の人件費その他の運営費が削減されるとともに、運営面からは民間事業者ならではのサービス向上効果が期待できる。●町立幼稚園及び保育所の統廃合、民営化等を行うことにより、保育士等不足の解消に繋がる。						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
町立幼稚園のあり方の検討	幼稚園・保育所	fあり方検討委員会 <i>σ</i> .	検討結果を踏まえ	実施			
町立保育所のあり方の検討	幼稚園・保育所	fあり方検討委員会の	検討結果を踏まえ	実施			
担当課・係	こども未来	課 保育係	関係課				

1 歳出の抑制・合理化						
取組事項	③ 時間外 費の縮	勤務管理の 減	徹底等によ	る人件	重点取組	
実 施 内 容	員のメンタル面	理の徹底(電子 īでの適正管理 <i>i</i> 持の時間外手当	及び人件費の削	減を図る。	ことにより、職	
実施における具体案	 ●時間外勤務の事前申請の徹底を図るとともに、課内の応援体制を構築する。 ●時間外勤務のICT化(電子決裁システムの導入等)を図り、管理体制の整備を図る。 ●災害時の時間外手当について、他自治体の情報収集を行い、特殊勤務手当として支給が可能か検討する。 (本町の現行は、基本給に応じた時間外手当を支給している。) 					
期待する効果・目標		縮減により、人件 -ビスの向上と職り			里ができる	
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①時間外勤務のICT化	システム構築	実 施				
②災害時の時間外手当の見直し	他自治体の情報収集	導入検討	検討結果を踏ま	え 実施		
担 当 課 ・係	①②総務	課 人事係	関係課	②危機管理課	(危機管理係)	

2 財源基盤の強化・自主財源の確保 ~より自立した役場へ~

2 自主財源の確保

					ı
取組事項	① 新規企	業の誘致			重点取組
実 施 内 容		改専門部署を設 と業の誘致を積			上げ、町の特
実施における具体案	て取り組む体料 ●推進本部には 企業誘致に関 ●町内企業等と に ●すでに立地して るイメージアップ ●熊本県(東京事	、その下部組織とする調査・研究を の懇話会(仮称)を こいる企業の収益	して関係課による 行う。 - 開催し、情報共存 向上の強化を図る 所) との連携を密	プロジェクトチーム 可を図る。 ることにより、企業 こし、企業動向の	ふを設置し、 誘致に関す 情報 収集
期待する効果・目標	●企業誘致により、町税等の収入増加や雇用の場の確保が見込まれる。 ●企業誘致専門部署の設置により、関係課のすべての職員が企業誘致の推進 に関して共通認識をもって取り組むことができるようになり、企業誘致に関する 様々な許認可手続きの見通しや、関係機関等との調整、優遇措置の適用関係 について、迅速にまとめあげることができる。 ●町として、対象企業に対する適切なアドバイスを迅速に行えるようになる。				
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①新規企業の誘致	推進本部の設置	企業誘致の推	進		
②企業誘致専門部署の設置	検討	検討結果を踏	まえ 運用開始		
③熊本県(東京事務所、大阪事務 所)との連携強化	実 施				
担当課・係	①産業振興課 ②③総務課 ③総務課 町	人事係	関係課		, F

2 自主財源の確保							
取 組 事 項	② ふるさと	≟納税制度 σ)推進		重点取組		
実 施 内 容	ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税制度 を推進し、自主財源の確保に努める。						
実施における具体案	●ふるさと納税(令和2年度:約14億5千円)のさらなる推進を図るとともに、返礼品の充実を図る。 ●本町が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組みである「ガバメントクラウドファンディング」の導入及び推進を図る。 ●企業版ふるさと納税の推進を図る。						
期待する効果・目標	●自主財源の確 ●地場産品(返れ	保に繋がる。 に品)の消費拡大(こより、地域経済(の活性化や税収均	曽に繋がる。		
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税制度 の更なる推進							
ふるさと納税返礼品の拡充	拡 充						
担当課・係	企画財政	課 財政係	関係課		P		

2 自主財源の確保							
取組事項	③ 町税、(の向上	呆険料、使用	料等の収約	中率	重点取組		
実 施 内 容	町税、保険料、 む。	使用料等の収	納率向上及び滞	詩納対策に積極	的に取り組		
実施における具体案	 収納対策プロジェクトチームが中心となって、情報の共有化を図り積極的に収納向上策を検討する。 収納率向上及び負担の公平性確保を図るため、滞納者に対して町から支給される各種手当等について、滞納となっている町の各種収納金への充当の可能性について検討する。 債権管理条例、滞納整理方針などの統一的なルールを策定し、徴税吏員ごとの対応のばらつきをなくす。 ロ座振替やコンビニ納付以外に、キャッシュレス決済(スマホ決済を含む。)等の多様な納付手段を導入し、収納率の向上を図る。 収納業務を一元化する課等の設置を検討する。 						
期待する効果・目標	●債権管理条例	性の向上が図られ 等による庁内統- ・使用料等の収納	-的な徴収ルール				
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
①収納対策プロジェクトチームの 積極的な活動促進	積極的な活動						
②債権管理条例等の制定	他自治体の取り 組み確認	条例案の検討	条例制定	債権管理条例運	用開始		
③収納業務を一元化する課等の 設置	検討	 検討結果を踏	まえ運用開始				
担 当 課 ・係	①②税務課 ③総務課 人		関係課	①②料等↓	又納担当課		

2 自主財源の確保									
取組事項	4 有料広	告の推進			重点取組				
実 施 内 容	新たな財源とし	新たな財源として、公有施設等を活用した広告料収入の推進を図る。							
実施における具体案	 ●益城町広告活用事業実施要綱に基づき、財源確保の上から、積極的に広告料収入の導入・推進を図る。 ●総合体育館などの町施設について、指定管理者の意向を踏まえつつ、ネーミングライツや看板広告等の募集等を実施する。 ・具体策例:陸上競技場への進入フェンスを設置し、区画(5M程度)ごとの広告を募集、陸上競技場管理棟正面上部の3区画への広告募集、テニスコート囲いネットへの広告募集、総合体育館メインアリーナ、サブアリーナ壁面への広募集、町民グラウンド、A~Cコートのパックネットへの広告募集・その他の施設の広告募集等 ●施設以外の部分(町ホームページ、町広報紙、各種印刷物(封筒等含)等)でも、広告料収入の検討し導入を図る。 								
期待する効果・目標		して広告料によるり とっても、信頼性の							
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
①公有施設を活かした広告収 入の導入	各施設の広告ス ベースの調査	広告募集要網等の作成及び募集	実 施						
②施設以外の部分の広告料収 入の検討・導入	検討	実 施							
担 当 課 ・係	①②企画財 復興 ①施設担当	企画係 財政係	関係課						

2 財源基盤の強化・自主財源の確保 ~より自立した役場へ~

3 受益者負担の適正化

取組事項	① 使用料	等の減免基	準の策定		重点取組	
実 施 内 容	 使用料及び手	数料の減免基準	⋷を策定し、統一	・化を図る。		
実施における具体案	 ●震災及び新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が震災前の状態に戻っていない団体等を考慮し、各種団体の活動状況を見据えながら減免基準を策定する。 ●使用料及び手数料の減免基準は、施設担当課と行政改革担当部署が協議を行い、使用料等審議会に諮る。 ●減免基準の策定にあたっては、他の自治体の例を参考にするとともに、受益者負担の原則に基づいた適正かつ公平な減免基準となるよう留意する。 ●策定した減免基準については、住民及び利用団体に対し、十分な期間を設け周知徹底を行う。 					
期待する効果・目標	●町から補助を受けている団体に対する不合理な減免等が解消される。●受益者負担の原則に基づいた適正かつ公平な減免基準を策定することにより、 施設使用料及び手数料の収入増が見込まれる。					
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
減免基準の策定	減免基準 策定 減免基準の運用(適用)					
使用料等審議会の開催	随 時 開 催					
担当課・係	(基準案 企画財政課		関係課	施設扛	旦当課	

3 受益者負担の適正化						
取組事項	② 公の施	設使用料の	定期的な見	直し	重点取組	
実 施 内 容	「使用料・手数 使用料を定期!	牧料等の適正化 的に見直す。	に関する基本プ	方針」に基づき、	町有施設の	
実施における具体案	くとともに、他の 人件費、物件予 改革担当部署 ば益城町使用	直しにあたっては の自治体の水準も 費などの原価算定 が定期的に使用* 料等審議会に諮問 設使用料について	十分考慮し、施設 や受益者負担割 中の妥当性につい 引する。	設ごとに、消費税室 合の設定を施設技 て検証し、改正の	室引き上げ分、 旦当課と行政 の必要があれ	
期待する効果・目標	●各施設の維持管理を持続的に行うための施設使用料の収入増が見込まれる。 ●公共サービスの提供に係る「受益者負担の適正化」が図られる。					
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
公の施設使用料の定期的な見直し	実施					
担 当 課 ・係	(見直し案の作成) 施設担当課・係 (使用料等審議会の運営) 企画財政課 行政改革係		関係課		V	

3 行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し ~より質の高い役場へ~

1 住民サービスの向上

取 組 事 項	① 行政手	続きのスマ-	ート化		重点取組		
実 施 内 容	出・報告等の行)スマート化 」を ł 示政 手続きのオコ に取り組み、住	レライン化や窓	口滞在時間が知			
実施における具体案	●行政手続きのスマート化として、①「書面規制、押印等の見直し指針」に基づく、申請書等の押印廃止、書面規制、対面規制の継続的な取組、②電子申請サービスの活用、③新庁舎の総合窓口(ワンストップ)化を優先的に実施する。 ●国のデジタル化の動向や他自治体のデジタル化の情報収集を行い、本町に有益な事例等があれば調査研究し、実施に向けて動き出す。ただし、ゼロイチ(やるかやらないか)の考え方ではなく、できるところから動きだし検証後、全展開をる。 ●デジタルに不慣れな住民の配慮を検討する。 (デジタルデバイド(情報格差)への対策)						
期待する効果・目標	●職員の業務の	も申請できるとい 効率化が図られる 面手続が削減され	とともに、コスト肖	川減にも繋がる。	0		
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
①行政手続きの「スマート化」の実施	可能な手続き の洗出し・実施 方法検討	スマート化の実施	匠(可能となった手続	き等から随時)			
②国及び他自治体のデジタル化 の情報収集	継続的な実施	<u> </u>					
③デジタルデバイド(情報格差)対策	実 施						
担 当 課 ・係	①総務課行政係 ①住民課住民係 ①②企画財政課行 作 ③生涯学習課生》	青報政策係	関係課	全	課		

1 住民サービスの向上						
取組事項		ノバーカード 法(電子申請			重点取組	
実 施 内 容	にも活用できる 併せて、国が拍	健康保険証としらマイナンバーカ は進する「ぴった 制整備に取り組	ードの取得促進 りサービス」等の	iを図る。 Dマイナン <mark>バー</mark> :	カードを活用し	
実施における具体案	●住民のマイナンバーカードの取得を促進する。 ●マイナンバーカードを活用した電子申請等の体制整備(行政手続きのオンライ化: ぴったりサービス等の活用)を図ることにより、申請手続き等の利便性を向上させるともに、ペーパーレス化を進める。 ●マイナンバーカードを活用した町独自策の検討を行う。 ●デジタルに不慣れな住民に配慮する方策(デジタルデバイド(情報格差)への対策)を検討する。(スマートフォン、パソコンなどの操作研修会の開催等)					
期待する効果・目標		の向上や行政手 オンライン化により			こ繋がる。	
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①マイナンバーカードの取得促進	実 施					
②マイナンバーカードを利用した 電子申請の推進(ぴったりサー ビスを含む。)	実 施 ※可能な申請を随時追加					
担 当 課 ・係	①住民課 住 ②企画財政認	L 民係 果 行政改革係	関係課	該	 当課	

1 住民サービスの向上						
取組事項	③ 多様な	支払方法の	導入		重点取組	
実 施 内 容		有施設の手数料 性向上を図ると				
実施における具体案	●キャッシュレス決済の環境整備の調査、研究、検討を行い、キャッシュレス決済の導入を図る。●検討にあたっては、キャッシュレス決済ができない住民を配慮する。●導入にあたっては、まずは試行を行い、その結果を検証し全展開を図る。					
期待する効果・目標		向上が図られる。 化、効率化に繋が	る。			
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
窓口等のキャッシュレス決済の推進	環境整備の 調査・研究	試行·検証	本格的運用開	始		
担当課・係	企画財政課 財政係 情報政策係 行政改革係 住民課 住民係 会計課 会計係 税務課 納稅係 施設担当課		関係課			

3 行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し ~より質の高い役場へ~

2 行政のデジタル化の推進

取 組 事 項	_	① 「益城版行政サービスDX推進計画」 の策定及び実施						
実施内容		行政のデジタル化を進めるうえで指針となる「益城版行政サービスDX [※] 推 進計画」を策定し、その計画を基に全庁的な行政のデジタル化を推進す る。						
実施における具体案	カードの普及仮の利用の促進 でジタル化 ® する。 ●総務課町長公コロナの時代を	る①自治体の情報 音進 ③自治体の作物 ⑤テレワークの推 デジタルデバイド文 室が中心となり、 を変革の契機と捉 住民の行政手続	可政手続のオンラ 進 ⑥セキュリティ 対策を重点取組事 情報政策及び行政 え、DX推進計画の	イン化 ④自治体の 対策の徹底 ⑦地 項としてDX推進記 対改革部署が連携 D策定を進める。	DAI・RPA 型域社会の 計画を策定 Eし、ウィズ			
期待する効果・目標	●行政手続きに関する住民の利便性の向上が図られる。●行政の事務の効率化が図られる。●職員の業務に対する意識改革が図られる。●新型コロナウイルス等の感染症対策に繋がる。							
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
「益城版行政サービスDX(デジタルトランスフォーメーション)推進計画」の 策定及び実施	策定 DXİ	推進計画の実施						
担当課・係	総務課「	町長公室	関係課	企画財政課	復興企画係 行政改革係 情報政策係			

DX*(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル変革ということで、デジタル技術を活用して、既存の行政サービスを改善したり、新しい行政サービスを創出することにより、住民の福祉の増進を目指す取組のこと。

2 行政のデジタル化の推進 ② RPA・AI等のICTを活用した業務効 事 項 取 組 重点取組 率化 内 容 実 施 事務作業の効率化を図るため、RPA・AI等のICTの活用を図る。 ●先進事例を調査・研究し、ICTを活用することにより、効果が高く活用できる事 務事業から導入を図る。 実施における具体案 ●導入検討にあたっては、ICTを一度導入すると業務を固定化してしまう恐れが あるので、まず現行業務の可視化を図る業務量調査を実施し、その結果を基 にICTの導入等による業務改革(BPR))を継続的に実施する。 ●業務の効率化が図られる。 期待する効果・目標 ●業務遂行上発生する可能性があるミスを最小限に抑えることができる。 取組スケジュール 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 先進地事例の調査・研究 継続的な調査・研究 業務量調査及び業務改革(BPR)の 業務量調査 業務改革の継続的な実施 実施 導入検討 試行 RPA・AI等のICTの導入 本格導入 企画財政課 行政改革係 担 当 課 係 関係課 全 課 情報政策係

2 行政のデジタル化の推進 ③ 文書の電子化の推進と電子決裁 事 項 取 組 重点取組 システムの構築 内 容 実 施 文書の電子化や電子決裁システムを構築し、ペーパーレス化を図る。 ●内部手続きの外出届、年次休暇等の休暇取得、時間外勤務の申請等の電子 決裁化を進める。 ●スキャナー付き複合機等を活用し、収受文書等の電子化を図る。 実施における具体案 ●会議資料の電子化を図る。 ●現行の文書管理システムを改修し、電子決裁システムを構築する。 ●併せて、財務会計処理の電子決裁化を構築する。 ●文書管理等の効率化を図ることで、職員が考える時間やコミュニケーションを 行う時間が増え、業務の円滑な遂行に繋がる。 ●事務処理の省力化・効率化、事務コストの削減に繋がる。 ●決裁文書等の押印廃止が図られる。 期待する効果・目標 ●紙媒体を廃止することにより、ペーパーレス化に繋がる。 ●ペーパーレス化により、キャビネットや書庫などの保管場所の省スペース化が 図られるため、限られた庁舎スペースの有効活用が可能となる。 取組スケジュール 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 ①内部手続きの電子決裁化の推 システム開発 実 施 研究·検討 進 ②文書管理システムの改修及び 研究•検討 システム開発 実 施 電子決裁化の推進 研究•検討 システム開発 実 施 ③財務会計の電子決裁化の検討 ①企画財政課 情報政策係 ②総務課 行政係 担 当 課 ・ 係 関係課 全 課 ③企画財政課 財政係 ③会計課

2 行政のデジタル化の推進 ④ タブレット端末等のICT機器を活用した 取 組 事 項 重点取組 オンライン会議システムの構築 タブレット端末等のICT機器を活用したオンライン会議システムの構築を図 容 実 施 内 る。 ●タブレット端末等のICT機器を活用した電子会議を推進し、職員間の情報の共 有と書類のペーパーレス化、移動時間の削減などのコストダウンを図る。 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、PDFやエクセル等の資料を共有 実施における具体案 できる会議用ソフトを活用し、庁舎内外の会議のオンライン会議システムを構 築する。 ●会議録作成ソフトを導入するとともに、会議回数及び会議時間の縮減を図る。 ●会議における紙媒体を廃止することにより、ペーパーレス化に繋がる。 期待する効果・目標 ●オンライン会議システムを導入することにより、対面会議が規制され、新型コ ロナウイルス感染症拡大防止に繋がる。 取組スケジュール 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 オンライン会議システム(会議録作成 実 施 システム構築 ソフトの導入も含む。)の構築 企画財政課 復興企画係 担当課・係 関係課 全 課 情報政策係

3 行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し ~より質の高い役場へ~

3 事務事業の見直し

取 組 事 項	① 管理不 の活用	十分な空き	家対策及び	空き家	重点取組		
実 施 内 容	に対して適正管	心を確保するた 管理を促す仕組の の可能性がある!	みを構築する。				
実施における具体案	 ●住民から空き家情報を町へ届け出る仕組みづくりを検討する(届出情報は、空き家バンクにも活用する。)。 ●空き家については、私人の財産権に関わる事柄となるため、所有者へ適正管理を促す根拠として、「空き家対策条例(仮)」等、一定の法規範を定め対応する。 ●倒壊の危険性がある空き家の解体に対する支援策を検討する。 ●空き家の所有者が貸しやすいようにするための制度を検討する。 ●空き家がンクの導入にあたっては、他の自治体の取り組みを参考にしつつ、「空き家バンク制度要綱」等空き家バンクに関する制度化を図り、空き家の貸し手・借り手、売り手・買い手の双方がメリットを享受できるような仕組みづくりを行う。 						
期待する効果・目標	 ●倒壊の危険性を有する建物について、適正管理が図られることで、保安面、衛生面、景観面等における住民の安心安全な生活を守ることができる。 ●空き家の所有者に対して適正管理を促すことに繋がる。 ●空き家の利活用により、定住人口の増加が期待できる。 ●定住人口の増加による町税等の収入増加が期待できる。 						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
①空き家対策の総合的統括	空き家対策の	統括					
②管理不十分な空き家対策	他自治体の情報	収集・仕	条例の制定・制	度の導入・実施			
③空き家バンクの検討	組みづくりの検討		空き家バンク選	E 用開始			
担 当 課 ・係		くく 建築係 ・ 危機管理係 ・ 復興企画係	関係課	該当	当課		

3 事務事業の見直し

取	組	事	項	② 高齢者	がけるサー	ービス内容の	の見直し	重点取組	
実	施	内	容	町独自で実施 サービスへの	iしている高齢者 改善を図る。	に対するサービ	ス内容について	こ、より適正な	
実施	におけ	トる具	体案	●介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)の利用料の見直しや、 事業形態についても見直し(集団での対応が難しい場合は、個別支援へ切り 替える)を図り、本町に合った事業展開を図る。 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施との推進を図る。 (後期高齢者の医療費や介護費の分析から、健康課題を分析し、介護予防に も繋げていく。)					
期待	するタ	効果・	目標	 ●高齢者に対するサービス内容について、サービス水準(費用対効果等)の適性化が図られる。 ●過剰なサービスがあった場合は、サービス内容の縮小による経費削減が期待できる。 ●不足しているサービスについては、充実させることにより、住民満足度の向上が図られる。 					
取糸	スケ	ジュー	ール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
高齢者に対し	するサー	ービスI	内容の見直	実施(サ	ービス内容の見直し				
高齢者の保体的実施のや介護費の分護予防にも繋げ	推進(後期高	齢者の医療費		検証結果を踏ま	え 担当部署の再紀	編		
担	当 課	Į .	係	保健事業係	保険課 系 健康増進係 系 保険年金係	関係課		止課 包括支援係)	

3 事務事業の見直し						
取組事項	③ 行政評	価システムの	の再構築		重点取組	
実施内容	震災により中間の再構築を図る	fしている行政 診 る。	平価システムを 戸	再開するにあた	り、同システム	
実施における具体案	 ●震災前に行っていた行政評価システムを検証し、下記事項を踏まえながら現状に合ったシステムを再構築する。 ・効率的で効果的な行政運営を図るため、PDCAサイクルを徹底させ、改革改善が次年度以降に円滑に反映できる仕組みを構築する。 ・重要計画の進捗管理として、行政評価システムを活用する。 ・事中評価の結果を、予算積算及び予算査定に利活用できる仕組みを構築する。 ・新規事業の検証にあたっては、事業の優先度及びスクラップ&ビルドの観点を最優先する。 ・町としての説明責任を果たすとともに、行政の透明性の確保を図るため、行政評価結果の公表方法を検討する。 ●行政評価システムを活用した業務改革(BPR)実施の可能性について検討する。 					
期待する効果・目標	とができる。 ●時代に合わない図ることができ ●重要計画の進計画に反映さり ●事中評価の評	について、改善(ダ い事業や目的を達る。 捗管理を行うこと せることができる。 価結果を次年度う ることができる。	[成した事務事業 こより、適正な検]	こついては、廃止証及び検証結果を	縮小を	
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
行政評価システムの再構築	試行	本格導入·実施	<u>.</u>			
行政評価システムを活用した業務改 革(BPR)の検討	検討・システム改修	試行	実 施			
担当課・係	企画財政課	行政改革係	関係課	全	課	

3 行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し ~より質の高い役場へ~

4 民間委託の推進

取 組 事 項	① 指定管	理者へのモ	ニタリングの	徹底	重点取組		
実 施 内 容		者制度を導入し を図り、施設の通			に対してモニタ		
実施における具体案	●既に指定管理者制度を導入している公の施設(「文化会館」「町民憩の家」「総合体育館・運動施設」)が、ガイドラインに沿った適正な施設運営がなされているか、モニタリン グを実施する。 ●運用上の課題の検証を行い、必要があればガイドラインの見直しを行う。						
期待する効果・目標		な管理運営を行う 業者選定の適正					
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
モニタリングの徹底	実 施						
運用上の課題の検証	検証(見直し)						
担当課・係	指定管理 施設担当	▲ 計度導入 課・係	関係課	企画財政課(「 行政改革係)		

4 民間委託の推進 ② 町有施設への指定管理者制度導入 取 組 事 項 重点取組 等の推進 町有施設の「(仮称)複合施設」、「保健福祉センター」、「児童館」、「交流情 施 内 容 報センター(図書館を含む。)」、「放課後児童クラブ」の施設のあり方を検 実 討し、その検討結果を踏まえ指定管理者制度等の導入を図る。 ●災害復旧で新築移転される「(仮称)複合施設(中央公民館、男女共同参画 センター、地域ふれあい交流館)」の管理運営方法を検討する。 ●「交流情報センター(図書館を含む。)」のあり方について検討する。 ●「保健福祉センター」及び「児童館」」のあり方について検討する。 ●上記3施設の検討にあたっては、「直営」及び「指定管理者制度」のメリット・ 実施における具体案 デメリットを検証し、管理運営方法を決定する。なお、必要があれば「公の施 設のあり方検討委員会」に諮問する。 ●「放課後児童クラブ」については、利用者が限定されているとともに、専門性 が高いため、担当課において個別のあり方を検討する諮問機関を立ち上げ 検討する。 ●経費節減及び住民サービスの向上が図られ、指定管理者の事業計画提案 によっては行政ではできない、あるいは対応できない分野で民意を反映した 事業展開が期待できる。 期待する効果・目標 ●早期に指定管理者制度を導入することで、指定管理者の専門職員によるメ ンテナンスが行き届き、施設の延命化が図られる。 ●職員を他の部署へ配置転換することができるため、町全体の行政事務の効 率化に繋がる。 取組スケジュール 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 複合施設(仮称)の管理運営方法の検 検討を踏まえ決 定 検討・(諮問) 条例等の整備 運用開始 討 「交流情報センター(図書館を含む。)」 検討・(諮問) 検討を踏まえ決定 検討結果を踏まえ 指定管理者運用開始 のあり方検討 「保健福祉センター」及び「児童館」」の 検討・(諮問) 検討を踏まえ決定 検討結果を踏まえ 指定管理者運用開始 あり方検討 ------

検討を踏まえ決定

関係課

検討結果を踏まえ 指定管理者運用開始

総務課(管財係)

検討・(諮問)

各施設担当課•係

企画財政課 行政改革係

「放課後児童クラブ」のあり方検討

• 係

担当課

4 民間委託の推進

取 組 事 項	③ 施設維持管理の包括的業務委 の推進	託等重点取組				
実 施 内 容	町有施設(指定管理者制度導入施設を除く。) の維持管理関係の契約等について、一元的な できないかその可能性について検討する。					
実施における具体案	●個々に行っている町有施設の維持管理関係の契約等の一元的な契約や包括 的な業務委託については、費用対効果等を踏まえメリット・デメリットについて検 証し導入の可能性を検討する。					
期待する効果・目標	●一元的な契約や包括的業務委託により、経費の削減と各種業務の連携を図ることができる。●定則的な業務を民間に委託することによって、町の重要施策遂行のために職員を配置することが可能となる。					
取組スケジュール	令和4年度 令和5年度 令和6年度	令和7年度 令和8年度				
一元的な契約・包括的業務委託の検 討	他自治体情 報収集 検討結果を踏	まえ 実施				
担当課・係	総務課 管財係 施設担当課・係 関係課	·				

4 民間委託の推進						
取組事項	④ 個別業	務等の民間	委託の推進		重点取組	
実 施 内 容	利厚生、給与美	業務(簡易補修 業務)、文書配送 検討・推進する。	生業務(各戸配布			
実施における具体案	●次の業務について、費用対効果を十分に検討し、民間委託を推進する。 ★道路維持管理業務(簡易補修、パトロール等の業務) ・令和3年度から開始した町道の維持管理の民間委託については、その結果を検証(人件費等の削減、職員の事務負担の軽減、維持管理の質の確保(対応の迅速化、公共物の安全性の向上)等)しつつ、継続的に実施する。 ・今後は、町道のみならず、里道、農道、林道の維持管理についても民間委託の可能性について検討する。(道路管理の一元化の検討) ★福利厚生等業務(福利厚生、給与業務) ・職員の給与計算や福利厚生業務について、業務委託を検討する。 ★文書配送業務 ・毎月1日、15日に行っている行政嘱託員への文書配送業務について、民間委託を検討する。 ●上記以外の業務についても、民間委託の可能性についても検討する。					
期待する効果・目標	●職員の事務負	担の軽減が図られ	1、本来業務への	職員の従事促進	に繋がる。	
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①道路維持管理業務の民間委託 の検討(町道については、民間 委託を継続的に実施) ⇒ 道路管理の一元化の検討	町道については、杉 里道、農道、井道 について検討	会証結果を踏まえつつ。 検討結果を踏まえ		実施		
②福利厚生等業務の民間委託の 検討	検討	検討結果を踏まえ	え 民間へ委託		}	
③文書配送業務の民間委託の検 討		検討結果を踏まえ	民間へ委託		i	
④上記以外の業務の民間委託の 可能性の検討	検 討		検討結果を踏まえ	民間へ委託		
担当課・係	①建設課 管理 ②総務課 人 ③総務課 行 ④全課	事係	関係課	①産業振興課	(農林整備係)	

4 機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化 ~より機能的な役場へ~

1 組織・機構の見直し

取組事項	① 効率的	で機能的な	組織•機構 <i>0</i>)見直し	重点取組
実 施 内 容		旧・復興の状況 応した施策を展			
実施における具体案	課題や住民の多で効率見直し検討 ・ 組織部制導入及び ・ 高齢者務務の保健 ・ (2-2-③ 知規・(2-2-③ 明規・(2-2-⑥ 明初・(2-2-○) 明規・(3・0・1) のイメージフ	予算の枠配分の検記事業と介護予防を一元化する課等の設置。 、保険料、使用料等の設置の検討ののの計算のである。 の総合の検討のである。 の部署の設置の検討のである。 のまちづくり部門設置	た施策を総合的・機を行う。 対 体的に実施する部署 し の収納率の向上と連 (2-2-①新規企業の を信部署の検討	能的に展開できるよ の現行体制の検証 携) 誘致と連携)	う、簡素 :
期待する効果・目標		た組織編成を行うことズや制度改革等に即			きる。
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部制導入及び予算の枠配分の検討	他自治体情報収集、	部制導入・枠配分につい	て検討	■ 検討結果を踏ま ■ 検討結果を踏ま	え 実施
高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する部署の現行体制の 検証	現行体制の検証	検証結果を踏まえ	え 担当部署の再編	L 	1
上下水道組織の統合の検討	組織統合の検討			検討結果を踏ま	え統合
企業誘致専門部署の設置 (2-2-①新規企業の誘致と連携)	検討	■ 検討結果を踏まえ	え担当部署を新設	^ј	
収納業務を一元化する課等の設置 (2-2-③町税、保険料、使用料等の 収納率の向上と連携)	検討	 ■ 検討結果を踏ま	え運用開始		
町のイメージアップ戦略を担当する 部署の検討(広報係業務の見直し)	検討	■ 検討結果を踏まえ ■ 検討結果を踏まえ	え 担当部署を新設		
企画・財政・情報部署の再編	検討	■ 検証結果を踏まえ	え 担当部署の再編		}
担 当 課 ・係	総務課 人事企画財政課	事係 行政改革係	関係課	該	当課
	-				

1 組織・機構の見直し						
取組事項	② 保健福 設置	祉センターへ	への役場支持	所の	重点取組	
実 施 内 容	住民の行政サ 支所の設置をI	―ビスの利便性 図る。	向上の観点か	ら、保健福祉セ	ンターに役場	
●保健福祉センターへの役場支所設置について、本町の人口分布、可能性、効果等を踏まえ検討する。 ●支所に設置する業務については、住民と直結する業務を第一に、先進地の事例を調査研究し決定する。 ●新庁舎供用開始時までに支所開設を目指す。						
期待する効果・目標	 本町の人口の約6割を占める広安校区住民等の行政手続きサービの利便性の向上が図られる。 支所に役場機能の一部を設置することにより、今まで以上のきめ細やかな行政サービスを行うことができる。 本庁舎(新庁舎)の混雑(駐車場を含む。)の解消に繋がる。 					
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健福祉センターへの役場支所の設置	検討·開設準備	検討結果を踏	まえ 設置			
設置後の改善点の検証			改善点の検証			
担当課・係	総務課 町長公室 人 企画財政課 復興企 住民課 住民係		関係課	健康保険課、生活支所に配置される		

1 組織・機構の見直し 事 項 ③ 危機管理体制のさらなる強化 取 組 重点取組 危機管理業務を的確に遂行するため、危機管理体制のさらなる強化を図 実 施 内 容 ●災害時の各事業課、幼稚園・保育所のBCP策定マニュアル(事業継続計画) ●不慮の災害等に備えるため、危機管理マニュアルを継続的に見直し、危機管 理体制を整備する。 (緊急時の情報伝達の充実、消防署、消防団との連携強化、自主防災組織体 実施における具体案 制の強化(R3.3現在:10団体)、感染症防止対策の充実) ●災害対処訓練(災害対策本部設置シミュレーション)を定期的に開催する。 ●町有施設の防災訓練を、年1回、必ず実施する。 ●職員の危機管理意識向上を図るための研修を実施する。 ●職員が、防災士や防火管理者資格を積極的に取得するとともに、町民を対象 にした防災士養成講座を実施し、防災士を育成する。 ●災害時に業務を中断せず、最低限の業務を遂行できる。 ●平素から危機発生時の対応を整理しておくことにより、危機発生時に緊急体 期待する効果・目標 制への移行が円滑に実施できる。 ●住民の生命・身体・財産を守ることで、安全安心なまちづくりに繋がる。 令和4年度 取組スケジュール 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 各事業課、幼稚園・保育所のBCPマ マニュアル策 実施(毎年ブラッシュアップ) ニュアルの策定 地域防災計画等各種計画の継続的 実 施 な見直し 自主防災組織の積極的な立ち上げ 実 施 支援 実 施 防災士の育成 担当課・係 危機管理課 危機管理係 全 課 関係課

1 組織・機構の見直し					
取組事項	④ 新たな? 推進	定員適正化	計画の策定	及び	重点取組
実 施 内 容	するため、新た 併せて、会計年	的な事業運営を -な定員適正化 度任用職員の こ精通している頃	計画を早急に策 適正化を図ると	定する。 ともに、業務の	専門化にとも
実施における具体案	等の現状分析の簡素合理化数値目標を掲 ●会計年度任用 ●業務における 図る。 ●退職する職員 正配置に努め	画の策定にあたっ 等を行ったうえで、 、民間委託等の活 げた計画づくりを目 職員数が、業務に 専門性を検証し、言 が再任用を希望す る。 行政評価と連携し	IT化等に伴う事 所等、スクラップ 指す。 合った適正なもの 十画的に任期付、 る場合、定員適宜	務事業の効率化、 アンド・ビルドの行うが検証する。 専門職員等の多見 を化について十分	組織・機構 散底を図り、 用な任用を 配慮し、適
期待する効果・目標	●定員適正化をI ●退職者及び専 が図られる。 ●任期付職員や	った職員配置が図図ることにより、事 門職員の持つ経り 専門職員を民間等 さめ、組織や人材の	務事業の効率化 食や知識を活用す その外部から採用	ることにより、業系 することにより、耶	務の効率化
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新たな定員適正化計画の策定及び 推進	計画策定	実 施			
会計年度任用職員の適正化	実施				
任期付、専門職員任用制度の積極 的な活用	実 施				
担当課・係	総務課	人事係	関係課		ř

1 組織・機構の見直し						
取組事項	⑤ 組織マネジメントの	構築		重点取組		
実 施 内 容	町の経営方針である総合計画 「使命・目標」を明確にするとと 要事業の内容とその達成度を る。	もに、各課の役	割や当該年度	に取り組む主		
実施における具体案	●組織マネジメントの仕組みの構築を図るため、次の事項に取り組む。 ・年度末に翌年度体制(組織編成・職員配置)を確定した時点で、その体制の狙いを町長が各課長へ個別に説明する。 ・各課長は以下4項目からなる「課の運営目標」を取りまとめる。 ①各課の使命・目標 ②各課の役割 ③各課の経営資源(職員数・予算) ④当該年度に取り組む主な事業の実施方針と目標 ・事務局(総務課)がとりまとめて、町長及び副町長が確認する。 ・当該年度終了時に振り返り評価を行う。 ・人事評価及び行政評価との連動を図る。					
期待する効果・目標	●行政事務および公共事業等へのことが期待できる。 ●目標を掲げることで、職員のモチ性化を図り、組織力を高めること ●職員間が他部署の業務内容を致効率的なサービスの提供の実践	・ベーションの高揚 が期待できる。 里解することで、横	や庁内の一体感の連携を高め、よ	の醸成と活		
取組スケジュール	令和4年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
組織マネジメントの構築(各課の運営目標の設定・検証)	生組みの設計 実施及び改善第	その検討				
担当課・係	総務課 町長公室 人事係	関係課	全	課		

4 機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化 ~より機能的な役場へ~

2 人材育成の推進

取 組 事 項	① 職員研	修の充実			重点取組		
実 施 内 容	を作成し計画的 的知識、技術の	りに研修を実施 D習得を図る。	することにより、	るため、職員研職員個々の能	力向上、専門		
実施における具体案	 ●職員研修プログラムを策定する。 ●階層別研修(管理職登用前の研修等)、行政のデジタル化促進に伴うICT研修(情報セキュリティ研修等)、町が進めている重点事業(震災からのまちのにぎわいづくり等)に関する研修等を実施する。 ●育児休業等で業務から離れている職員に対する町の行政情報の提供方法について検討する。 ●新規採用職員のサポートとしてトレーナー制度を創設する。 ・新規採用職員に対して、課内の職員を1名トレーナーとして任命し先輩職員が相談相手(トレーナー)としてサポートする。それにより、新規採用職員が町職員としての心構えや仕事の進め方を学び、業務を行う上で必要な能力やスキルの習得を図る。 						
期待する効果・目標	●職員の意識改	向上、高質化に繋 革や意思の統一。 見採用職員)の能	が図られる。	00			
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
職員研修プログラムの策定	策定	適時見直し					
各種研修の実施	実 施						
新規採用職員トレーナー制度の創設	制度設計	運用開始					
担 当 課 ・係	総務課	人事係	関係課				

2 人材育成の推進

取組事項	② 職員の 及び待	資格等取得 遇改善	支援制度の	構築	重点取組		
実 施 内 容	策を実施し質の	資格、業務に直 D高い住民サー F取得者の待遇	ビスを図る。		積極的な支援		
実施における具体案	●有資格職員の配置が必要となる場合、職員が資格取得することで、専門的知識を有する職員の配置を実現する。 ●職員が資格取得を行う場合の資格試験取得費用(試験費用)の補助を検討し、試験日については特別休暇等の付与による時間的支援を検討する。 ●職員が大学院等で学位を取得する場合についての支援策を検討する。 ●人事評価と連動した資格取得者の昇給・昇格の反映について検討する。						
期待する効果・目標	住民サービス(●資格等取得を	よって、業務に対 の提供が可能とな 目指す職員につい 価・自己分析に繋	る。 ては、今後の町 ^駅				
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
職員の資格等取得支援制度の創設	制度化の検討	実 施					
資格等取得者の昇給・昇格に反映に ついて検討(人事評価と連動)	検討	 検討結果を踏	まえ 実施				
担 当 課 ・係	総務課	人事係	関係課				

2 人材育成の推進							
取組事項	③ 派遣・ノ	ŧ	重点取組				
実 施 内 容	職員を他自治体及び企業等へ積極的な派遣を行い、人事交流を図る。 特に専門知識や専門技術習得のための職員派遣・人事交流を積極的に実 施し、専門知識の豊富な人材を育成する。						
実施における具体案	 本町と他自治体、または企業等間において、職員の積極的な派遣や人事交流を実施する。 専門知識や専門技術習得のための職員派遣・人事交流を積極的に実施する。 派遣及び人事交流の成果をフィードバック(職員研修の講師等)する仕組みを構築する。 						
期待する効果・目標	●派遣・人事交流により、職員が視野を広め、経験を積むことで自己啓発による 意識改革に繋がる。●専門知識や専門技術の習得により、職員の能力開発及び向上に寄与する。						
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
派遣・人事交流による人材育成	実施						
担 当 課 ・係	総務課	人事係	関係課				

2 人材育成の推進								
取組事項	④ 人事評	重点取組						
実 施 内 容	人事評価制度を実施するにあたり、上司と部下との面談を中心に実績評価や能力評価を行い、昇給・昇格(降格)制度に反映させることで、職員のレベルアップや業務体制の強化を図る。							
実施における具体案	 人事評価制度の理解や評価の公平性を図るため、評価者・被評価者に対する研修を継続的に実施する。 ●評価結果のフィードバックを行う。 ●評価結果を昇任・昇格(降格)制度へ反映させる。 ●部下からの上長評価(係員→係長/課長等)を検討する。 							
期待する効果・目標	 職員のモチベーションを高め、持てる力を最大限に引き出すことができる。 職員の積極的なチャレンジを可能とし、それに報いることができる。 職員の自己実現、成長の欲求を満たすとともに、全体として組織力の向上が図られる。 担当者から見た上司のマネジメント能力を評価することにより、自己の管理能力の向上に繋がる。 							
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
人事評価制度の適正な運用	適正な運用の実施							
昇給・昇格(降格)制度への反映	検討実施							
上長評価(係員⇒係長/課長等)の 検討	検討	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 まえ 実施		<u>i</u>			
担 当 課 ・係	総務課	人事係	関係課		,			

4 機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化 ~より機能的な役場へ~

3 職員の働き方改革

取組事項	① 職務外	の地域貢献	活動制度化	の検討	重点取組		
実施内容	職員の職務外における地域貢献活動を促進するため、特に報酬を得て地域貢献活動に従事する場合の許可基準と運用について検討する。						
実施における具体案	 本取組は、1-2-①「職員の地域活動等への参加促進」と連携して取り組む。 国の動向や他自治体の事例を収集・参考にするとともに、町職員の地域貢献活動への参加の現状や意向を把握して、制度化を検討する。 制度化を図る場合は、法制度上認められる「職務外活動」及び「有償での活動が認められる範囲・基準の明確化」について調査・研究を行う。 						
 ●地域課題が多様化・複雑化する一方で地域活動の担い手不足が指摘されている中で、町職員による地域課題の解決への参画を後押しすることで、公務員として培ってきたノウハウを活用することにより、地域活動の活性化や充実に繋がる。 ●職員の働き方の多様化に繋がり、職場としての魅力が向上することで、採用活動の強みや人材の流出を防ぐ等、「職員」・「行政」・「地域」における好循環を生む取組みとなることが期待できる。 ●地域活動を通じて得た経験によって、町職員の資質向上やスキルアップに繋がる。 							
取組スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
職員の地域貢献活動制度化の検討	検討結果を踏まえ実施						
担 当 課 ・ 係	総務課	人事係	関係課				

3 職員の働き方改革 ② 多様な働き方の継続的な実施 取 組 事 項 重点取組 実 施 内 容 職員の多様な働き方(テレワーク、時差出勤)を継続的に実施する。 ●業務に合わせた「テレワーク」、「時差出勤」を継続的に実施することにより、勤 務時間内での業務遂行を可能とし、時間外勤務の縮減を図る。 実施における具体案 ●新しい働き方(テレワーク:在宅勤務)に合わせた福利・手当等の見直しを行う。 (在宅勤務における通信料への補助制度創設、実態に合った通勤手当の見直 し等) ●業務に合わせた勤務形態を導入することにより、時間外勤務の縮減が図られる。 期待する効果・目標 ●時差出勤により、育児·介護が必要な職員の職務改善が図られる。 取組スケジュール 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 ①テレワークの継続的実施 継続的な実施 継続的な実施 ②時差出勤の継続的実施 ③新しい働き方(在宅勤務)に合 検討結果を踏まえ 実施 情報収集 検討 わせた福利・手当等の見直し ①②③総務課 人事係 担当課・係 関係課 全 課 ①企画財政課 情報政策係



第5次益城町行政改革大綱

発行 令和4年(2022年)3月 熊本県益城町

編集 熊本県益城町企画財政課行政改革係

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園 702 番地

TEL 096-286-3223 (直通) FAX 096-286-4523

Email gyokaku@town.mashiki.lg.jp